

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2026年7月6日

【事業年度】 第75期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

【会社名】 トーカロ株式会社

【英訳名】 TOCALO Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 小林 和也

【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島南町六丁目4番4号

【電話番号】 078 - 303 - 3433(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員 管理本部長 後藤 浩志

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区港島南町六丁目4番4号

【電話番号】 078 - 303 - 3433(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員 管理本部長 後藤 浩志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年6月22日に提出いたしました第75期(自2025年4月1日至2026年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

(訂正前)

(省略)

監査上の主要な検討事項

(省略)

仕掛品の評価(収益性の低下による簿価切下額) - 連結財務諸表注記(重要な会計上の見積り)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2026年3月31日現在、連結貸借対照表において、仕掛品3,100百万円を計上している。</p> <p>注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、仕掛品の収益性の低下による簿価切下額660百万円を計上した。</p> <p>大半が個別受注品で品数も多く追加製造原価等の予測が困難なため、期末仕掛原価に受注損失実績率を乗じた金額を当該仕掛原価から控除する方法で算出している。受注損失実績率は、期末仕掛原価のうち翌期以降に回収することができなかった金額(受注損失実績額)の割合であり、個別受注品の構成(業界分野や加工種類)に急激な変化がないという仮定のもと、直近3年間の平均値を用いている。</p> <p>このようにして決定された収益性の低下による簿価切下額が、収益性の低下のリスクを適切に反映しているかについては、不確実性を伴い、経営者の判断が重要な影響を及ぼす。</p> <p>このことに鑑み、当監査法人は、仕掛品の評価(収益性の低下による簿価切下額)を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、仕掛品の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>仕掛品の評価に関する以下の統制を含む、仕掛品の評価に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕掛品原価の正確性・網羅性を担保する内部統制 正味売却価額の見積りプロセスに係る内部統制 <p>(2) 正味売却価額の見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 前期の収益性の低下による簿価切下額と当期の受注損失実績額とを比較し、その差異原因について検討することで、経営者による見積りの精度を評価した。 当期における受注損失実績額の発生原因について、経営者及び主要な生産拠点の工場長に対して質問を行い、過年度の発生原因と比較した。 過去4年間の実績データを用いて、個別受注品の構成(業界分野や加工種類)に急激な変化がないという経営者の仮定及び直近3年間の平均値を用いるという経営者が採用した方法を評価した。 収益性による簿価切下額を算定のために作成した算定資料の計算の正確性・網羅性を検討した。

(省略)

(訂正後)

(省略)

監査上の主要な検討事項

(省略)

仕掛品の評価(収益性の低下による簿価切下額) - 連結財務諸表注記(重要な会計上の見積り)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2026年3月31日現在、連結貸借対照表において、仕掛品3,100百万円を計上している。</p> <p>注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、仕掛品の収益性の低下による簿価切下額660百万円を計上した。</p> <p>大半が個別受注品で品数も多く追加製造原価等の予測が困難なため、期末仕掛原価に受注損失実績率を乗じた金額を当該仕掛原価から控除する方法で算出している。受注損失実績率は、期末仕掛原価のうち翌期以降に回収することができなかった金額(受注損失実績額)の割合であり、個別受注品の構成(業界分野や加工種類)に急激な変化がないという仮定のもと、直近3年間の平均値を用いている。</p> <p>このようにして決定された収益性の低下による簿価切下額が、収益性の低下のリスクを適切に反映しているかについては、不確実性を伴い、経営者の判断が重要な影響を及ぼす。</p> <p>このことを鑑み、当監査法人は、仕掛品の評価(収益性の低下による簿価切下額)を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、仕掛品の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>仕掛品の評価に関する以下の統制を含む、仕掛品の評価に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕掛品原価の正確性・網羅性を担保する内部統制 ・正味売却価額の見積りプロセスに係る内部統制 <p>(2) 正味売却価額の見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期の収益性の低下による簿価切下額と当期の受注損失実績額とを比較し、その差異原因について検討することで、経営者による見積りの精度を評価した。 ・当期における受注損失実績額の発生原因について、経営者及び主要な生産拠点の工場長に対して質問を行い、過年度の発生原因と比較した。 ・過去4年間の実績データを用いて、個別受注品の構成(業界分野や加工種類)に急激な変化がないという経営者の仮定及び直近3年間の平均値を用いるという経営者が採用した方法を評価した。 ・収益性による簿価切下額を算定のために作成した算定資料の計算の正確性・網羅性を検討した。

(省略)

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月19日

トーカロ株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浦上 卓也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西村 祐介

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトーカロ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーカロ株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

仕掛品の評価(収益性の低下による簿価切下額) - 連結財務諸表注記(重要な会計上の見積り)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2026年3月31日現在、連結貸借対照表において、仕掛品3,100百万円を計上している。</p> <p>注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、仕掛品の収益性の低下による簿価切下額660百万円を計上した。</p> <p>大半が個別受注品で品数も多く追加製造原価等の予測が困難なため、期末仕掛原価に受注損失実績率を乗じた金額を当該仕掛原価から控除する方法で算出している。受注損失実績率は、期末仕掛原価のうち翌期以降に回収することができなかった金額(受注損失実績額)の割合であり、個別受注品の構成(業界分野や加工種類)に急激な変化がないという仮定のもと、直近3年間の平均値を用いている。</p> <p>このようにして決定された収益性の低下による簿価切下額が、収益性の低下のリスクを適切に反映しているかについては、不確実性を伴い、経営者の判断が重要な影響を及ぼす。</p> <p>このことを鑑み、当監査法人は、仕掛品の評価(収益性の低下による簿価切下額)を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、仕掛品の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>仕掛品の評価に関する以下の統制を含む、仕掛品の評価に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕掛品原価の正確性・網羅性を担保する内部統制 正味売却価額の見積りプロセスに係る内部統制 <p>(2) 正味売却価額の見積りの合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 前期の収益性の低下による簿価切下額と当期の受注損失実績額とを比較し、その差異原因について検討することで、経営者による見積りの精度を評価した。 当期における受注損失実績額の発生原因について、経営者及び主要な生産拠点の工場長に対して質問を行い、過年度の発生原因と比較した。 過去4年間の実績データを用いて、個別受注品の構成(業界分野や加工種類)に急激な変化がないという経営者の仮定及び直近3年間の平均値を用いるという経営者が採用した方法を評価した。 収益性による簿価切下額を算定のために作成した算定資料の計算の正確性・網羅性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、トーカロ株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、トーカロ株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。